

資 料

英米刑事法研究 (12)

英米刑事法研究会
(代表者 田 口 守 一)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所2005年10月開廷期
刑事関係判例概観

田 中 利 彦	洲 見 光 男
中 島 宏	原 田 和 往
小 川 佳 樹	二 本 柳 誠
渡 邊 卓 也	高 橋 一 未
杉 本 一 敏	小 島 淳
田 山 聡 美	新 谷 一 朗
前 田 聡	

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2005年10月開廷期
刑事関係判例概観

- | | |
|--|---|
| I はじめに | VIII 量刑 |
| II 捜索・押収 | Salinas v. United States, 126 S. Ct. 1675 (2006). |
| Georgia v. Randolph, 126 S. Ct. 1515 (2006). | IX 死刑 |
| Hudson v. Michigan, 126 S. Ct. 2159 (2006). | Kansas v. Marsh, 126 S. Ct. 2516 (2006). |
| United States v. Grubbs, 126 S. Ct. 1494 (2006). | Brown v. Sanders, 126 S. Ct. 884 (2006). |
| Samson v. California, 126 S. Ct. 2193 (2006). | Oregon v. Guzek, 126 S. Ct. 1226 (2006). |
| Brigham City v. Stuart, 126 S. Ct. 1943 (2006). | Hill v. McDonough, 126 S. Ct. 2096 (2006). |
| III 弁護 | X 上訴等 |
| United States v. Gonzalez-Lopez, 126 S. Ct. 2557 (2006). | Washington v. Recuenco, 126 S. Ct. 2546 (2006). |
| IV ディスカヴァリー (証拠開示) | Eberhart v. United States, 126 S. Ct. 403 (2005). |
| Youngblood v. West Virginia, 126 S. Ct. 2188 (2006). | XI 行刑 |
| V 迅速な裁判を受ける権利 | Beard v. Banks, 126 S. Ct. 2572 (2006). |
| Zedner v. United States, 126 S. Ct. 1976 (2006). | United States v. Georgia, 126 S. Ct. 877 (2006). |
| VI 事実審理手続 | Woodford v. Ngo, 126 S. Ct. 2378 (2006). |
| Holmes v. South Carolina, 126 S. Ct. 1727 (2006). | XII ヘイピアス・コーパス |
| VII 証人対面権 | Dye v. Hofbauer, 126 S. Ct. 5 (2005). |
| Davis v. Washington, 126 S. Ct. 2266 (2006). | Schriro v. Smith, 126 S. Ct. 7 (2005). |

- Kane v. Garcia Espitia, 126 S. Ct. 407 (2005).
 Evans v. Chavis, 126 S. Ct. 846 (2006).
 Rice v. Collins, 126 S. Ct. 969 (2006).
 Day v. McDonough, 126 S. Ct. 1675 (2006).
 House v. Bell, 126 S. Ct. 2064 (2006).
- XIII 刑事実体法
- Dixon v. United States, 126 S. Ct. 2437 (2006).
 Clark v. Arizona, 126 S. Ct. 2709 (2006).
 Gonzales v. O Centro Espirita Beneficente Uniao do Vegetal, 126 S. Ct. 1211 (2006).
 Gonzalez v. Oregon, 126 S. Ct. 904 (2006).
 Bradshaw v. Richey, 126 S. Ct. 602 (2005).
 Scheidler v. NOW, Inc., 126 S. Ct. 1264 (2006).
- XIV その他
- Sanchez-Llamas v. Oregon, 126 S. Ct. 2669 (2006).
 Hamdan v. Rumsfeld, 126 S. Ct. 2749 (2006).
 Garcetti v. Ceballos, 126 S. Ct. 1951 (2006).
 Hartman v. Moore, 126 S. Ct. 1695 (2006).

I はじめに

本概観では、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）2005年10月開廷期の37件の刑事関係判決を紹介する。

この期の開始に先立つ2005年9月29日、同月3日に亡くなったレーンクィスト長官の後任として、コロンビア特別区連邦控訴裁の裁判官であったロバーツ新長官（John G. Roberts, Jr.）が任命された。ロバーツ新長官は、同年7月、引退を表明したオコナー裁判官の後任としてブッシュ大統領の指名を受けていたが、レーンクィスト長官が亡くなったことから、急遽、同長官の後任として任命された。そして、オコナー裁判官は、2006年1月31日に引退し、その後任として、第3巡回区連邦控訴裁の裁判官であったアリート裁判官（Samuel Anthony Alito, Jr.）が任命された。

ロバーツ新長官は、保守派であるが急進的ではなく、先例重視のミニマリストと評されている。ただ、連邦最高裁がとり上げる事件の数を絞る傾向を続けてきたことについて、ロバーツ新長官は、就任前、その傾向に変更を加えたいとの意向を示唆していた。この点、今後の動向が注目される。

アリート裁判官の前任のオコナー裁判官は、レーガン大統領によって任命され、保守派と目されていたものの、連邦最高裁においては、保守と中道・リベ

ラルの間で微妙なバランスを保つ役割を果たしていた⁽¹⁾。これに対し、アリート裁判官は、スカリア裁判官およびトーマス裁判官と同様、保守的な傾向が顕著と評されている。同裁判官の任命により、連邦最高裁には、保守的な態度を鮮明にする裁判官が1名増え、新長官も含め4名を保守派が占めることとなった。レーガン大統領任命のケネディ裁判官も含めると保守寄りの裁判官は5名に達し、今後の連邦最高裁の動向に一定の変化が生じることが予想される。実際、今期の Randolph 判決、Hudson 判決、Marsh 判決、Hamdan 判決、Garcetti 判決などは、連邦最高裁内部の対立軸の重心が保守寄りに傾きつつも、ケネディ裁判官がオコナー裁判官と同様の役割を果たす可能性を示唆している。

今期の連邦最高裁の刑事関係判決は、オレゴン州の尊厳死法の命運が問題となった Gonzales 判決やアフガニスタンで捕虜となりグェンタナモ基地で拘束されているイエメン人のヘイビース・コーパスの事案である Hamdan 判決など、世間の耳目を惹いた事案がいくつかはあったが、その数は少ない。しかし、内容的には、搜索・押収をめぐる Hudson 判決など5件の判決、前の期の Crawford 判決に引き続いて証人対面権の問題をとり上げた Davis 判決、死刑の量刑をめぐる Marsh 判決や Sanders 判決など死刑関係の4件の判決、責任能力の問題がとり上げられた Clark 判決など、多岐にわたる興味深い問題がとり上げられている。なお、ヘイビース・コーパスの事案は今期も多数に上る。

(田中利彦)

II 搜索・押収

・ Randolph 判決⁽²⁾

本件は、家屋の居住者の1人は警察官による家屋の搜索に承諾を与えている

(1) See *Nine Justices, Ten Years : A Statistical Retrospective*, 118 HARV. L. REV. 510 (2004).

(2) *Georgia v. Randolph*, 126 S. Ct. 1515 (2006). スーター裁判官執筆の法廷意見(スティーヴンス、ケネディ、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調)のほか、スティーヴンス裁判官の同意意見、ブライヤー裁判官の同意意見、ロバーツ長官の反対意見(スカリア裁判官同調)、スカリア裁判官の反対意見、トーマス裁判官の反対意見がある。アリート裁判官は本判決に関与していない。

が、別の居住者がその場において反対の意思を表明している場合において、令状なしに行われた家屋の搜索が合衆国憲法修正 4 条に違反しないかどうか争われた事案である。

家庭内のもめごとで臨場した警察官は、被上告人 Randolph の妻から、Randolph がコカインの使用者で、その証拠が家屋内に存在する旨を告げられた。警察官が家屋を搜索する承諾を求めると、Randolph はきっぱりとこれを拒絶した。これに対し、Randolph の妻は、搜索の承諾を与えるとともに、警察官を Randolph の寝室に案内した。警察官は、そこで、粉末状の残留物の付着したストローを発見した。その後、令状により、薬物使用に関する証拠が収集された。Randolph は、コカイン所持で起訴されたが、家屋の搜索は違法であったとし、それにより得られた証拠の排除を申し立てた。州の事実審裁判所は、Randolph の妻は搜索について承諾を与えることができたとして、申立てを却下した。これに対し、州控訴裁はこれと異なる判断をし、州最高裁は控訴裁の判断を支持した。

連邦最高裁は、Matlock 判決⁽³⁾の事案と異なり、居住者の 1 人は搜索場所である家屋において搜索を拒絶する意思を明確に表明しているが、他の居住者が搜索を承諾している場合、無令状で行われた搜索が承諾に基づくものとして合理的とされるかどうかの判断にあたっては、一方の居住者の承諾をもって、家屋への立入りが許されるとはいえないという広く共有されている社会的な理解を考慮する必要があるとし、本件では、Randolph が家屋内において搜索を拒絶する意思を明確に表明していたこと、記録上、Randolph の妻の承諾以外に、無令状搜索を正当化し得る事情が認められないことから、本件搜索は修正 4 条に違反するとして、原判決を維持した。

(洲見光男)

・ Hudson 判決⁽⁴⁾

本件は、搜索令状の執行に関する「ノックと来意告知」原則 (“knock and

(3) United States v. Matlock, 415 U.S. 164 (1974) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第1巻』82頁〔平澤修〕(成文堂、1982年)].

(4) Hudson v. Michigan, 126 S. Ct. 2159 (2006). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (ロバートズ長官、ケネディ、トーマス、アリート各裁判官同調) のほか、ケネディ裁判官の一部同意・結論同意意見、ブライヤー裁判官の反対意見 (スティーヴンス、スーター、ギンズバーグ各裁判官同調) がある。

announce” rule「告知原則」に違反して住居内に立ち入り収集した証拠に対する違法収集証拠排除法則の適用の可否が争われた事案である。

警察は、薬物と銃器を捜索目的物とする令状を執行するため、上告人 Hudson 宅に臨場し、ノックと来意告知をし、少しの間（約 3 秒～5 秒）待機しただけで、施錠されていなかった玄関ドアのノブを回して住居内に立ち入った。搜索の結果、大量の薬物と実弾の装填されたけん銃が発見された。州側は、家屋内への立入りが修正 4 条の要請する告知原則に違反するものであったことを認めた。州の事実審裁判所は、Hudson の証拠排除の申立てを認めたが、州控訴裁は、中間上訴を受け、事実審裁判所のした判断を破棄した。Hudson は、薬物所持等の罪で有罪判決を受け、州控訴裁もこれを維持した。

連邦最高裁は、証拠排除による抑止効がそれによってもたらされる実質的な社会的コストを上回る場合に限り、排除法則が適用されるとする判例⁽⁵⁾を引用したうえ、告知原則に違反して実施された搜索により発見された証拠については、排除法則の適用が要請されないとして、上告を棄却した。連邦最高裁は、①憲法違反の行為と証拠獲得との間に因果関係があっても、それが稀釈化されているときは、証拠排除は認められない、仮に違法な立入りと証拠獲得との間に因果関係があるとしても、告知原則違反により侵害された利益は証拠の押収と何ら関係がないものであり、このことは排除法則の適用を否定すべき稀釈化事情である、②告知原則違反に排除法則を適用することによる社会的コスト——告知原則違反を理由とする証拠排除の申立てが多数なされること、告知原則違反の有無に関する判断が困難であること、警察官が時機に見合った立入りを差し控えるようになること、警察官に対する暴行や証拠の破壊が行われるようになることなど——が相当大きなものであるのに対し、告知原則違反を犯さなければ、証拠を発見収集できないというケースはほとんどないであろうから、告知原則違反を犯すインセンティブはきわめて小さいほか、Mapp 判決⁽⁶⁾後、賠償請求制度や警察内部の懲戒手続の整備などがなされてきているため、証拠を排除しなくても違法行為の抑止は可能である、などとした。

(洲見光男)

なお、この判決の紹介として、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所 2005-2006 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2006 年 2 号 288-289 頁（2007 年）がある。

(5) Pa. Bd. of Prob. & Parole v. Scott, 524 U.S. 357 (1998).

(6) Mapp v. Ohio, 367 U.S. 643 (1961) [紹介、『英米判例百選 I 公法』174 頁〔井上正仁〕(有斐閣, 1978 年)、藤倉皓一郎ほか編『英米判例百選 (第 3 版)』112 頁〔酒巻匡〕(有斐閣, 1996 年)].

・ Grubbs 判決⁽⁷⁾

本件は、いわゆる「予期令状 (anticipatory warrant)」の発付・執行が修正 4 条に違反するかどうか争われた事案である。

被告人 Grubbs は、秘密郵便監察官の運営するウェブ・サイトから、児童ポルノを含むビデオ・テープを購入したが、郵便検査官は、Grubbs 宅への当該ビデオ・テープを含む荷物についてコントロールド・デリバリーを実施する手筈を整え、裁判官に Grubbs の家屋を搜索する令状の発付を請求した。令状請求のための宣誓供述書には、当該荷物が Grubbs 宅に配達されて、受領され、住居内に持ち込まれるまで、搜索令状を執行しない旨の記載があり、また、搜索場所や押収物件を記載した書面が宣誓供述書に添付されていた。令状裁判官は、搜索令状を発付したが、それには令状の執行条件が記載されていなかった。荷物が到着し、搜索が開始された後、Grubbs は令状を示されたが、令状の執行条件を記載した宣誓供述書は添付されていなかった。Grubbs は、ビデオ・テープを注文した事実を認めたので、逮捕され、ビデオ・テープその他の物件が押収された。児童ポルノ受領の罪で起訴された Grubbs は、令状はその執行条件が記載されていなかったので無効であるとして、押収された証拠の証拠排除を申し立てた。連邦地裁は申立てを却下し、Grubbs は有罪の答弁をした。第 9 巡回区連邦控訴裁は、令状の執行条件が記載されていないことは修正 4 条の特定性要件を充たさないとした。

連邦最高裁は、おおむね次のとおり述べて、原判決を破棄し差し戻した。

令状執行時に、禁制品ないし犯罪の証拠が令状記載場所に存在すると信じるに足る相当な理由 (probable cause) が存在する限り、それらが現時点では令状記載場所に存在しないということは重要でない。令状発付を正当化する相当な理由は、禁制品ないし犯罪の証拠が特定の場所で発見される相当な蓋然性 (fair probability) が存在するときに認められる⁽⁸⁾。令状裁判官は、①令状執

(7) United States v. Grubbs, 126 S. Ct. 1494 (2006). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (全裁判官一致) のほか、スーター裁判官の同意・結論同意意見 (スティーヴンス、ギンズバーグ各裁判官同調) がある。アリート裁判官は本判決に関与していない。

なお、この判決の紹介として、柳川重規・比較法雑誌40巻3号153頁(2006年)がある。

(8) Illinois v. Gates, 462 U.S. 213 (1983) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第2巻』29頁〔信太秀一〕(成文堂、1986年)].

行時に、②禁制品ないし犯罪の証拠が令状記載場所に存在することについて、③相当な理由が現時点で存在するかどうかを判断しなければならない。令状要件は、捜索時に証拠等が発見されるかどうかに関わるものであり、その意味で、令状はすべて将来の出来事を見越して発付されるものであるが、予期令状の発付にあたっての③に関する判断は、令状の執行条件が充足される可能性、および、当該条件が充足されれば、押収対象物が令状記載場所で発見される可能性にまで及ばなければならないとした。

また、連邦最高裁は、修正 4 条は、明示的に、捜索場所および押収・身体拘束の対象についてのみ特定することを令状発付要件としているのであって、令状の執行条件については、特定性要件は当てはまらないとの判断を示した。

(洲見光男)

・ Samson 判決⁽⁹⁾

本件は、嫌疑に基づかないで行われた仮出獄中の者に対する身体捜索が修正 4 条に違反するかどうか争われた事案である。

銃器所持の重罪で有罪判決を受けた後、仮出獄中であった被告人 Samson を路上で見つけた警察官は、カリフォルニア州刑法典 3067 条 (a) ——仮出獄による釈放の資格を有する収容者はすべて、「昼夜を問わず何時でも、捜索令状の有無および理由の有無を問わず、保護観察官またはその他の治安官憲の行う捜索、押収・身体拘束を受けることに書面で同意するものとする」旨規定している——に基づき、何らの嫌疑なしに同人の身体を捜索したところ、左胸のポケットに入っていた煙草の箱から、覚せい剤入りのビニール袋を発見した。薬物所持で起訴された Samson は、証拠排除を申し立てたが、事実審裁判所は、捜索は同条 (a) によって許容され、かつ、捜索は恣意的な (arbitrary) ものでも、気まぐれによる (capricious) ものでもなかったとして、Samson の申立てを却下した。陪審は有罪の評決をし、事実審裁判所は、Samson に有罪判決を言い渡した。州控訴裁は、事実審裁判所の判断を維持した。

(9) Samson v. California, 126 S. Ct. 2193 (2006). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、ギンズバーグ、アリート各裁判官同調) のほか、スティーヴンス裁判官の反対意見 (スーター、ブライヤー各裁判官同調) がある。

連邦最高裁は、搜索が合理的であるかどうかは、搜索が個人のプライバシーを侵害する程度と、政府の正当な利益を増進するため搜索が必要とされる程度とを比較衡量して判断されるという、Knights 判決⁽¹⁰⁾ のアプローチを採用したうえ、仮出獄は保護観察より拘禁に類似しているところから、仮出獄中の者のプライバシーの期待は保護観察中の者のそれより一層減少しているほか、Samson は、前記3067条 (a) の規定する仮出獄条件を知っており、その条件を明定している命令書に署名している一方、仮出獄者は一般人より将来罪を犯す可能性が高いため——カリフォルニア州での再犯率は60パーセントから70パーセント——、州はこれを監督する実質的な利益を有しており、また、カリフォルニア州法は恣意的な搜索や嫌がらせのために行う搜索を禁止しているので、搜索を行う官憲は無制約な裁量を与えられているわけではない、などと述べ、本件搜索は修正4条に違反しないとの判断を示した。

(洲見光男)

・その他

搜索・押収に関する本開廷期の判例としては、ほかに、警察官において、家屋居住者が重傷を負っている、あるいはそうした危険が切迫していると感じるに足る客観的にみて合理的な根拠を有する限り、警察官が犯罪捜査のために令状なしに家屋に立ち入ったとしても、修正4条のもとで許容されるとしたStuart 判決⁽¹¹⁾がある。

(洲見光男)

III 弁 護

・Gonzalez-Lopez 判決⁽¹²⁾

(10) United States v. Knights, 534 U.S. 112 (2001).

(11) Brigham City v. Stuart, 126 S. Ct. 1943 (2006). 法廷意見はロバーツ長官が執筆 (全裁判官一致)。

(12) United States v. Gonzalez-Lopez, 126 S. Ct. 2557 (2006). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (スティーヴンス、スーター、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調) のほか、アリート裁判官の反対意見 (ロバーツ長官、ケネディ、トーマス各裁判官同調) がある。

なお、この判決の紹介として、安井哲章・比較法雑誌41巻3号275頁 (2007年) がある。

本件では、①合衆国憲法修正 6 条は、被告人が誰を自分の弁護人にするかを決めることまで保障するのか、②その権利侵害の有無を判断する基準、③違反があった場合に破棄理由となるかについて、判断が示された。

被上告人 Gonzales-Lopez は、マリファナ販売の共謀によって、連邦地裁に起訴された。Gonzales-Lopez は、自分の家族が当初依頼した弁護人を解任し、別の弁護士を弁護人に選任しようとした。しかし、連邦地裁は、この弁護士が、他の事件において、ミズーリ州の弁護士行動準則に違反する行為をしたことを理由に、弁護人となることを認めなかった。別の弁護人が選任されて手続が進められ、Gonzales-Lopez は、有罪の評決を受けた。これに対して Gonzales-Lopez が第 8 巡回区連邦控訴裁に上訴したところ、同控訴裁は、Gonzales-Lopez が選んだ弁護人の選任を連邦地裁が否定したのは、修正 6 条違反であるとして、有罪評決を取り消した。連邦最高裁は、これに対する上告を受理した。

法廷意見は、まず、①修正 6 条は、誰を弁護人に選任するかを決める権利を被告人に保障している旨を判示した。また、修正 6 条違反に当たるか否かの判断基準について、検察官は、弁護人の有効な弁護を受ける権利に関する Strickland 判決⁽¹³⁾——その瑕疵がなければ結論が異なっていた「合理的な蓋然性 (reasonable probability)」の有無を基準とする——などを根拠に、被告人が求めたのとは異なる弁護人が付いたことにより、被告人に実際の害悪が生じていることが明らかにされなければならないと主張していた。しかし、法廷意見はこれを否定し、②誰を弁護人とするかを被告人が決めることが抑圧されたときは、被告人に生じた防御上の実害を論じることなく、修正 6 条に違反することになるとした。そして、③この場合の修正 6 条違反は、Fulminate 判決⁽¹⁴⁾で示された「審理手続上の法令違反 (trial error)」ではなく、「構造的な瑕疵 (structural defect)」に当たるといふべきであるから、「無害の手続的瑕疵 (harmless-error)」を理由に有罪判決が破棄を免れることはないとして、

(13) Strickland v. Washington, 466 U.S. 668 (1984) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第 3 巻』124 頁〔加藤克佳〕(成文堂, 1989 年), 渥美東洋編『米国刑事判例の動向 III』90 頁〔椎橋隆幸〕(中央大学出版部, 1994 年), 憲法訴訟研究会=芦部信喜編『アメリカ憲法判例』342 頁〔宮城啓子〕(有斐閣, 1998 年)].

(14) Arizona v. Fulminante, 499 U.S. 279 (1991) [紹介、松尾浩也・法学教室 131 号 69 頁 (1991 年)].

上告を棄却，原判決を維持した。

(中島 宏)

IV ディスカヴァリー (証拠開示)

・ Youngblood 判決⁽¹⁵⁾

本件は，検察官が，被告人に有利な証拠を開示する連邦憲法上の義務に違反したか否かが争われた事案である。

上告人 Youngblood は，2 件の強制わいせつ，1 件の銃器による威嚇，公然わいせつの訴因について，州の第 1 審裁判所で有罪判決を受けて拘禁刑を言い渡された。この有罪判決は，被害者の 1 人の証言などによって基礎付けられていた。

この数か月後，Youngblood は，この事件を担当した州の捜査官が，無実であることの明らかな証拠で，かつ，合意のもとでの性行為であったとする弁護人の主張と一致する証拠——具体的には，2 名の被害女性によって書かれた，合意の存在をうかがわせる内容のメモ——が存在することを知ったにもかかわらず，これを隠匿した——入手しようとせず，提供者に対して廃棄を求めたとされる——ことが，連邦最高裁によって Brady 判決⁽¹⁶⁾ で示された，防御に役立つ証拠を開示する連邦憲法上の義務に違反するとして，評決を取り消して再審理を行うことを申し立てた。

しかし，事実審は，再審理を拒否した。そして，州最高裁は，Youngblood に有利な証拠の隠匿について調査しないまま，事実審裁判所の判断に逸脱はないとして，上訴を棄却した。これに対して，Youngblood が連邦最高裁に上告を申し立てた。

連邦最高裁は，Brady 判決で示した被告人に有利で「重要性 (materiality)」がある証拠を開示する連邦憲法上の義務について，①無実を証明する証拠だけでなく，検察官による立証を弾劾する証拠についても拡張されること⁽¹⁷⁾，②検察官ではなく捜査を担当した警察官だけがその存在を知っていた

(15) Youngblood v. West Virginia, 126 S. Ct. 2188 (2006) (*per curiam*). スカリア裁判官の反対意見 (ケネディ裁判官同調) がある。

(16) Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963).

(17) United States v. Bagley, 473 U.S. 667 (1985) [紹介，鈴木編・前掲注 (13) 135頁 [洲見光男]].

証拠についても同様であること、③開示義務を発生させる「重要性」のある証拠だとされるには、その証拠が開示されれば、有罪判決とは異なる結果が導かれるであろう「合理的な蓋然性 (reasonable probability)」が認められる場合であること⁽¹⁸⁾、④被告人に有利な証拠が、事件全体について評決の信頼性に失わせる別の見方を合理的にもたらすとき、有罪判決は破棄されることを示した。そのうえで、Youngblood は、上記の開示義務の違反を明確に主張しているとして原判決を破棄し、州最高裁に事件を差し戻した。

(中島 宏)

V 迅速な裁判を受ける権利

迅速な裁判を受ける権利に関する本開廷期の判例としては、合衆国法典第18編3161条以下の迅速裁判法 (Speedy Trial Act of 1974) のもとで認められる権利を将来にわたってあらかじめ放棄する、という被告人と裁判所との間の合意の有効性が否定された Zedner 判決⁽¹⁹⁾がある。

(原田和往)

VI 事実審理手続

事実審理手続に関する本開廷期の判例としては、謀殺罪などで起訴された被告人によって、ある特定の第三者こそが犯人であるとの主張がなされたが、そのための証拠の取調べを州裁判所が認めなかったという事案について、連邦憲法——合衆国憲法修正14条 (デュー・プロセス条項) それ自体か、修正6条 (証人出頭強制手続条項または対面条項) に基づく防御の機会の保障——違反が存するとの判断が示された Holmes 判決⁽²⁰⁾がある。

(小川佳樹)

(18) Stickler v. Greene, 527 U.S. 263 (1999) [紹介, 清水真・比較法雑誌35巻3号263頁 (2001年)].

(19) Zedner v. United States, 126 S. Ct. 1976 (2006). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバートズ長官, スティーヴンス, ケネディ, スーター, トーマス, ギンズバーグ, ブライヤー各裁判官同調, スカリア裁判官一部同調) のほか, スカリア裁判官の一部同意・結論同意意見がある。

(20) Holmes v. South Carolina, 126 S. Ct. 1727 (2006). 法廷意見はアリート裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

VII 証人対面権

・Davis 判決⁽²¹⁾

本件は、警察の尋問に対してなされた証言を証拠として許容することが、合衆国憲法修正 6 条が保障する証人対面権の侵害とならないかが問題となった事案である。

連邦最高裁は、前開廷期の Crawford 判決⁽²²⁾において、公判期日外の被告人に不利な証言が、例えば宣誓供述書のような「供述的 (testimonial)」のものである場合には、修正 6 条の証人対面権の保護が及び、被告人による反対尋問の事前的機会なしにはこれを証拠として許容できないと判示して、従来の先例であった Roberts 判決⁽²³⁾の判断枠組みに変更を加えた。Crawford 判決では、ある証言が「供述的」であるか否かの区別基準が必ずしも明確化されていなかったところ、本判決では、その一部が示された。

本件は、上告人 Davis に対する事件および上告人 Hammon に対する事件が併合審理されたものである。

Davis の事件において、911 番電話通報のオペレーターは、被害者——Davis と以前交際していた——と会話を交わし、彼女が Davis に暴行を加えられたことおよび Davis が数分前に出て行ったことを確認した。Davis は、接触禁止命令違反の罪 (felony violation of domestic no-contact order) で起訴された。Davis の公判に被害者が出廷しなかったため、検察官は、Davis が被害者に暴行を加えたことを示す証拠として 911 番電話通報の録音記録を提出した。

(21) Davis v. Washington, 126 S. Ct. 2266 (2006). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スティーヴンス, ケネディ, スーター, ギンズバーグ, ブライヤー, アリート各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の結論一部同意・一部反対意見がある。

なお、この判決の紹介として、浅香ほか・前掲注 (4) 285-288 頁がある。

(22) Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004) [紹介、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所 2003-2004 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2004 年 2 号 257-263 頁 (2005 年), 早野暁・比較法雑誌 39 巻 4 号 210 頁 (2006 年), 二本柳誠・比較法学 39 巻 3 号 203 頁 (2006 年)].

(23) Ohio v. Roberts, 448 U.S. 56 (1980) [紹介、鈴木編・前掲注 (8) 105 頁 [中空壽雅], 渥美編・前掲注 (13) 297 頁 [安富潔]].

これに対して Davis は、修正 6 条に基づいて異議を申し立てたが、事実審裁判所は、録音記録を証拠として許容し、有罪判決を下した。州最高裁も、本件の録音記録は、Crawford 判決にいう「供述的」なものではないとしてこの判断を維持したため、Davis が上告した。

Hammon の事件において、通報を受けて現場臨場した警察官は、その場で被害者——Hammon の妻——に被害状況の説明を求め、さらに、彼女が Hammon に暴行を加えられた旨を紙に書かせるとともに署名させ、宣誓供述書を作成した。Hammon は、家庭内暴力およびプロベーション条件違反を理由として起訴された。Hammon の公判に妻が出廷しなかったため、検察官は、警察官を召喚し、被害者が語った内容の証言と宣誓供述書の認証を求めた。これに対して Hammon は、妻を反対尋問する機会がなかったことを理由として異議を申し立てたが、事実審裁判所は、宣誓供述書については「出来事の最中または近接した時期の認識 (present sense impression)」の伝聞例外として、被害女性の口頭の供述については「興奮してなされた発言 (excited utterance)」の伝聞例外として許容し、州控訴裁も、この判断を維持した。州最高裁は、妻の宣誓供述書は「供述的」なものであり、これを許容したのは誤りではあったが、無害の手続的瑕疵に過ぎないとして原審の判断を維持したため、Hammon が上告した。

連邦最高裁は次のような判断を示して、Davis の事件については原判決を維持し、Hammon の事件については原判決を破棄し、差し戻した。

たとえ警察の尋問に対してなされた供述であっても、客観的状況からして、現在する緊急状況から脱出させるべく警察の援助を与えることが尋問の主たる目的であることが示される場合、それは「供述的」なものではない。これに対して、客観的状況からして、そのような緊急状況が存在しないことが示され、かつ、すでに過去のものとなった事件に関して将来の刑事訴追を念頭に置いて証拠を保全・収集することが尋問の主たる目的であることが示される場合には、警察の尋問に対してなされた証言は、「供述的」なものである。

Davis 事件における被害者の証言は、警察——911 番電話通報のオペレーター——の尋問に対してなされたが、Davis による暴行の危険が現在する中で通報が行われたという客観的事情からして、上記のうち前者が主たる目的であることが示されるため、「供述的」なものではなく、証拠として許容できる。他方、Hammon 事件における被害者の証言は、現場臨場した警察官の尋問に対してなされたが、警察の到着により事件はすでに過去のものとなっており、上

記のうち後者が主たる目的であることが示されるため、「供述的」なものである。この証言は、被告人による反対尋問の事前的機会を欠く以上、許容できない。

なお、法廷意見は、被害者が証言を拒むことの多いドメスティック・ヴァイオレンスの事案において、証言が「供述的」なものである場合にその使用が絶対的に排除されてしまうことの問題性を意識して、被告人が被害者に対して沈黙を強いたような場合には対面権を行使する資格を喪失するという法理 (forfeiture by wrongdoing) の適用可能性を示唆し、Hammon 事件の差戻審においてはこの法理に基づく検討を行うよう勧告している。

(二本柳誠)

VIII 量 刑

量刑に関する本開廷期の判例としては、規制薬物の単純所持で有罪とされた被告人に対し、当該犯罪は連邦量刑ガイドライン4B1.1条 (a) の「規制薬物犯罪 (controlled substance offense)」に該当するとした原判決を、定義規定である4B1.2条 (b) において「製造、輸入、輸出、頒布又は分配の目的を伴う」という限定が付されている点を指摘して取り消した Salinas 判決⁽²⁴⁾がある。

(渡邊卓也)

IX 死 刑

・ Marsh 判決⁽²⁵⁾

本件は、陪審が量刑決定をする際の資料となる加重事由と減輕事由とが均衡した場合に、被告人に対して死刑を言い渡さなければならない旨を定めた、カンザス州死刑量定法の合憲性が争われた事案である。

(24) Salinas v. United States, 126 S. Ct. 1675 (2006) (*per curiam*).

(25) Kansas v. Marsh, 126 S. Ct. 2516 (2006). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、アリート各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の同意意見、スティーヴンス裁判官の反対意見、スーター裁判官の反対意見 (スティーヴンス、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調) がある。

なお、この判決の紹介として、浅香ほか・前掲注 (4) 289-291頁がある。

被告人 Marsh は、旅費を得るために強盗をするつもりで友人宅に侵入し、友人の妻の帰宅を待ち伏せていたところ、その妻が生後19か月の娘とともに帰宅したため、早期の犯行の発覚を防ぐために妻を銃撃し死亡させ、娘を邸宅内に置き去りにしたまま放火して焼死させた、として起訴され、陪審は、有罪の評決をした。さらに、陪審は、州が求めた死刑の量刑について、死刑の要件としてカンザス州法典第21編4625条の3つの加重事由の存在と加重事由が減輕事由によって超えられないことを認定し、娘に対する死刑相当の第1級謀殺罪の訴因によって、Marsh に対し全員一致で死刑を量定した。州最高裁において、Marsh は、カンザス州法典第21編4624条(e)が、加重事由と減輕事由とが均衡する場合に、死刑に有利な言渡しを命じているから当該規定は違憲である、と主張した。カンザス州最高裁は、当該規定の文言は明白であるが、その衡量公式は合衆国憲法修正8条および修正14条に違反し文面上違憲であると判示したため、州側が連邦最高裁へ上告した。

以上の事案について、連邦最高裁は、Walton 判決⁽²⁶⁾を引用しつつ、次のように述べて、原判決を破棄し、差し戻した。

カンザス州法典第21編4624条(e)の文言は、Walton 判決で争点となったアリゾナ州死刑量定法の規定の文言と類似しており、カンザス州法は合理的な疑いを超える程度に加重事由が減輕事由によって超えられないこと、そして、死刑が適切である旨を陪審に対し立証する責任を州に課すのであるから、Walton 判決によれば合憲である。当裁判所の先例である Furman 判決⁽²⁷⁾と Gregg 判決⁽²⁸⁾で判示された、①死刑を相当とする被告人の範囲を合理的に絞らなければならない、②死刑を相当とする被告人の記録、人格の特徴、被告人の犯行の状況に基づいて合理的で個別的な量刑決定の判断を陪審に認めなけれ

(26) Walton v. Arizona, 497 U.S. 639 (1990) [紹介、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ——残虐で異常な刑罰、公平な陪審裁判』312頁(成文堂、2006年)].

(27) Furman v. Georgia, 408 U.S. 238 (1972) [紹介、生田典久・ジュリスト511号116頁、520号88頁(1972年)、松尾浩也・現代法ジャーナル10号2頁(1972年)、三井誠・法律時報44巻12号83頁(1972年)、塚本重頼・判例時報686号13頁(1973年)、小早川・前掲注(26)59頁].

(28) Gregg v. Georgia, 428 U.S. 153 (1976) [紹介、生田典久・ジュリスト626号97頁、627号95頁(1976年)、『英米判例百選Ⅰ公法』前掲注(6)166頁〔三井誠〕、藤倉ほか編・前掲注(6)118頁〔金原恭子〕、小早川・前掲注(26)115頁].

ばならない、という州死刑宣告制度の基準を充たす限りにおいて、州は、加重事由と減軽事由が衡量され得るという手段を含んだ、死刑を言い渡すための裁量権を有する。カンザス州死刑量定法は、合理的な疑いを超える程度に加重事由が減軽事由によって超えられないことを陪審に立証する責任を常に州に課しており、さらに、州死刑宣告制度が死刑を相当とする被告人の種類を合理的に絞ることを認めているのであるから、修正8条に違反しない。

(高橋一未)

・ Sanders 判決⁽²⁹⁾

各州法上、死刑の科刑手続は2段階で構成されている。第1段階として、陪審は、州法上規定されている死刑の適格事由 (eligibility factor) —— 一般に、所為の悪質性を特徴付ける事情が列挙されている——が、当該被告人について、通常、少なくとも1個存在していることの認定を要し——それにより被告人に死刑の受刑適格が認められる——、それが認定された場合、第2段階として、実際に死刑が宣告されるべきか否かが加重事由と減軽事由との比較衡量を通じて審理される。この衡量のために援用することができる加重事由が、州法上、先の適格事由に限定されている州を「衡量する州 (weighing States)」と呼び、適格事由に限らず、すべての加重的事情の考慮を認める州を「衡量しない州 (non-weighing States)」と呼ぶのが従来の判例である。本件では、第1段階で認定された適格事由のなかに、のちに無効と認定されたものが含まれていた場合、すでに宣告された死刑の効果はどうなるのが問題とされた。

被告人 Sanders は、カリフォルニア州法上の第1級謀殺罪などで有罪とされた。陪審は、州法上の4個の適格事由を認定したうえで、Sanders を死刑とした。上訴を受けた州最高裁は、陪審の認定した4個の適格事由のうち2個が無効だったと認めたが——そのうち1個は「謀殺がとくに凶悪で、非道で、残忍である」という事由であり、その曖昧性ゆえに違憲無効とされた——、それにもかかわらず死刑宣告を維持したので、Sanders は、死刑宣告が違憲であるとして連邦裁判所に提訴した。「衡量する州」においては、第1段階で認定された一連の適格事由と、第2段階で比較衡量に付される一連の加重事由とが

(29) Brown v. Sanders, 126 S. Ct. 884 (2006). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, オコナー, ケネディ, トーマス各裁判官同調) のほか, スティーヴンス裁判官の反対意見 (スーター裁判官同調), ブライヤー裁判官の反対意見 (ギンズバーグ裁判官同調) がある。

同一のものであるから、ある適格事由の認定が無効だった場合には、その無効な要素が加重方向に付加されている分だけ第2段階の比較衡量も必然的に歪んだものとなっており、死刑宣告は破棄を免れない。第9巡回区連邦控訴裁は、カリフォルニア州が「衡量する州」であるとしたうえで死刑宣告を破棄した。上告を受けた連邦最高裁は、以下のような判断を示して、原判決を破棄した。

まず、カリフォルニア州は「衡量する州」に当たらない。同州法では、適格事由が少なくとも1個認定されたならば（第1段階）、続いて陪審は、適格事由に加え、それとは別個に列举されている量刑上の諸事由を衡量判断に加味するよう指示される（第2段階）。そして、この量刑事由のなかには、「被告人が当該刑事訴訟において有罪宣告を受けた犯罪事実に関わる諸々の状況」という包括的事項が含まれているので、衡量に加えられるべき加重事由に限定がないのも同然である。

次に、本件の問題の重点は、死刑という結論に至った陪審の衡量判断が、無効な加重事由が混入したことで「歪められていた」か否かという点にある。この問題は「衡量する州」でも「衡量しない州」でも同様に生じ得るのであり、「衡量する州」「衡量しない州」という従来の2分法は問題解決にとって無用である。そこで、端的に次のルールに従って問題解決が図られるべきである。陪審の認定した加重事由——それが同時に適格事由であるか否かを問わない——が無効だった場合、衡量判断において不適切な事情が加重方向に加勢していたことになるから、死刑宣告は違憲である。ただし、この加重事情が、別の量刑事由の内容として衡量判断にとり入れられ得た場合には、この限りではない。

本件では、無効とされた「謀殺がとくに凶悪で、非道で、残忍である」という適格（加重）事由の存在を裏付けていた事実・状況は、すべて、「被告人が当該刑事訴訟において有罪宣告を受けた犯罪事実に関わる諸々の状況」という、別個の包括的な量刑事由の内容をなす事実として、適正に衡量判断に加えられる得たのであるから、衡量判断は歪められていたことにならず、死刑宣告は違憲ではない。

以上の法廷意見に対し、スティーヴンス裁判官の反対意見は、カリフォルニア州が、加重事由と減輕事由とを制限列举したうえで、それらを比較衡量する「衡量する州」であることを認め、このような州では、①認定された加重事由の数が重みをもつことは当然であるし——加重（適格）事由が4個か2個かで、結論に大きな違いが出た可能性がある——、また、②陪審がある無効な加重事由を有効なものと誤信した場合、陪審はその事由が州法に加重（適格）事

由として規定されていることを立法の「お墨付き」と考えて、無効な事由に大きな意味を認めていた可能性もあるから、無効な2個の加重事由が加味されていたことが「陪審の最終的結論に何ら差異をもたらさなかったと想定することはできない」と断じている。

また、ブライヤー裁判官の反対意見は、従来の「衡量する州」「衡量しない州」の2分法を廃棄すべきとする点では法廷意見と一致しているが、法廷意見が、陪審の衡量判断のなかで特定の加重事実に過当な重みを与えられていたのではないか、という点についての審理を一切不要としたことに対しては異を唱えている。

(杉本一敏)

・その他

死刑に関する本開廷期の判例としては、ほかに、謀殺罪により死刑宣告を受けた被告人が上訴を繰り返し、数度にわたって量刑手続上の瑕疵が認められた結果、4回目の量刑手続が開かれることになり、その際、犯行時のアリバイ証明のために自分の母親を証人申請することが許されるかが問題となった事案について、被告人の援用しうる証拠、およびその援用の仕方に関して州が合理的制限を設けることは修正8条に反しないとの原則論を確認しつつ、本件で申請されている証拠は犯罪事実の存否に関するものであって量刑手続においてとり上げられるべきものでないなどの理由を挙げて、消極的判断を示した *Guzek* 判決⁽³⁰⁾、フロリダ州で予定されている死刑執行方法——3種類の薬剤を連続で注射する方法——に関し、第1の薬剤が十分な麻酔とならず、第2、第3の薬剤によって重大な苦痛を感じるおそれがあるとして、当該方法での死刑執行の停止を求めて提起された合衆国法典第42編1983条に基づく訴えについて、在監者が拘留の適法性——刑の宣告の当否それ自体——を争う場合にはヘイビアス・コーパスの請求が用いられるので、本件の訴えを申立人による一連のヘイビアス・コーパスの請求の一環と捉えることができるとした第11巡回区連邦控訴裁の判決を破棄し、死刑執行のためには州は上記のものとは別の方法——別の注射——を用いることも可能であるから、本件の訴えはおよそ死刑執行それ

(30) *Oregon v. Guzek*, 126 S. Ct. 1226 (2006). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官, スティーヴンス, ケネディ, スーター, ギンズバーグ各裁判官同調)のほか、スカリア裁判官の結論同意意見(トーマス裁判官同調)がある。アリート裁判官は本判決に関与していない。

自体の可否を争う趣旨ではなく、ヘイビアス・コーパスの請求ではないとしたうえで、州は適時の刑の執行に重大な利益を有しており、死刑執行方法を争う者は、訴えの実体的利益を示さなければ刑の執行停止を求めることはできないとの判断を示した Hill 判決⁽³¹⁾がある。

(杉本一敏)

X 上 訴 等

・ Recuenco 判決⁽³²⁾

被告人 Recuenco は、けん銃を用いて妻を脅迫したとの事実で起訴された。陪審は、州法上定められた特別な評決書式に従って評議・評決を行うこととなったが、この書式には、Recuenco が「致命的凶器 (deadly weapon)」を携行していたかどうかの認定を要求する記載はあったが——ほかの「致命的凶器」とは区別される——「小火器 (firearm)」を携行していたかどうかの認定を要求する記載はなかった。陪審はこれを受け第 2 級脅迫の事実で Recuenco を有罪とする評決を下し、「致命的凶器」の携行の点についても明確に肯定する判断を示した。しかし、裁判所は、独自に「小火器」の携行を伴う脅迫という事実を認定し、Recuenco の刑を——「致命的凶器」の携行の場合であれば刑の加重は 1 年で済むところ—— 3 年加重した。

その後、連邦最高裁は、Apprendi 判決⁽³³⁾において「前科の事実を除き、およそ法定の上限を超えて刑を加重する根拠となる事実については、陪審に判断する機会を与えるとともに、合理的な疑いを超えて証明されなければならない」と判示し、さらに、Blakely 判決⁽³⁴⁾において、Apprendi 判決のいう

(31) Hill v. McDonough, 126 S. Ct. 2096 (2006). 法廷意見はケネディ裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(32) Washington v. Recuenco, 126 S. Ct. 2546 (2006). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, スーター, ブライヤー, アリート各裁判官同調) のほか、ケネディ裁判官の同意意見, スティーヴンス裁判官の反対意見, ギンズバーグ裁判官の反対意見 (スティーヴンス裁判官同調) がある。

(33) Apprendi v. New Jersey, 530 U.S. 466 (2000) [紹介, 岩田太・ジュリスト 1200号196頁 (2001年), 高山佳奈子・アメリカ法2001年1号270頁 (2001年), 小早川・前掲注 (26) 313頁]。

(34) Blakely v. Washington, 542 U.S. 296 (2004) [紹介, 浅香ほか・前掲注

『法定の上限』とは、裁判官が陪審の評決に反映されている事実のみに基づいて科すことのできる最も重い刑を指す」ことを明らかにした。州最高裁において、検察官は、上記の事実にも照らし、第1審の判断には合衆国憲法修正6条についてのBlakely判決違反があったことは認めつつ、その違反は無害の手続的瑕疵に当たる旨主張した。これに対し、同裁判所は、Blakely判決違反の瑕疵は「構造的な瑕疵」であり、Sullivan判決⁽³⁵⁾に従う限り、この瑕疵があれば常に有罪判決は無効となるとして、Recuenoに対して宣告された刑を取り消したうえで、改めて「致命的凶器の携行」の限度での加重刑を宣告させるべく、事件を差し戻した。これに対して検察官が上告したところ、連邦最高裁は次のような判断を示すなどして、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

本件のように量刑上考慮すべき要素について陪審に判断する機会を与えなかったことは「構造的な瑕疵」には当たらない。Neder判決⁽³⁶⁾で判示したとおり、被告人が弁護人を有しており、公平な審判者によって審判を受けたのであれば、そこで問題となり得るたいていの連邦憲法上の瑕疵は、無害の手続的瑕疵であるとの強い推定を受ける。

連邦最高裁の先例上、そうした瑕疵を「構造的な瑕疵」と判断して、絶対的破棄事由となることを認めたものはきわめて少ない。Neder判決においても、犯罪を構成する要素の1つについて陪審に判断する機会を与えなかったことは、無害の手続的瑕疵に該当するものとされている。

Recuenoは、本件とNeder判決とでは事案が異なると主張するが、本件とNeder判決の事案との唯一の違いは、合理的な疑いを越える証明ができなかったのが、犯罪の一構成要素としての虚偽申告内容の「重要性」という要素だったのか、「小火器の携行」という量刑上考慮すべき要素だったのかの点にある。この区別に連邦憲法上の意義を認めるとすると、量刑上考慮すべき要素と犯罪の構成要素とを区別することができないとしたApprendi判決と矛盾することになる。Apprendi判決に従う限り、本件をNeder判決の事案と区別する理由はない。

Neder判決の事案における陪審も、起訴された犯罪事実のすべての要素に

(22) 263-265頁、田中利彦・法律のひろば59巻6号66頁(2006年)、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2003年10月開廷期刑事関係判例概観(下)」比較法学40巻2号312頁〔田中〕(2007年)。

(35) Sullivan v. Louisiana, 508 U.S. 275 (1993)。

(36) Neder v. United States, 527 U.S. 1 (1999)。

ついて被告人を有罪であると認定したものではないため、そこで下された評決は「完全なる有罪認定」と呼べるものではない。その意味では、そこで下された評決も、本件における陪審の評決と何ら変わるところはないのである。

(小島 淳)

・その他

上訴についての本開廷期の判例としては、ほかに、コカインの譲渡の共謀罪で有罪判決を受けた被告人が、連邦刑事手続規則33条(a)に規定された期限の最終日に無罪ないし再審理の申立てをし、さらに約6か月を経過した後に同申立てを補強する内容の補充意見書を提出し、これを受けた連邦地裁が主に当該意見書に記載された理由に基づき再審理を認めたところ、第7巡回区連邦控訴裁が Kontrick 判決⁽³⁷⁾の基準を引いてこれを破棄したという事案につき、Kontrick 判決に従い同規則33条の規定は厳格に適用されるべきであることを宣言しつつ、検察官が適時にこの点についての異議を申し立てなかったことが、この条項による利益の放棄を意味するとして、原判決を破棄、差し戻した Eberhart 判決⁽³⁸⁾がある。

(小島 淳)

XI 行 刑

・Banks 判決⁽³⁹⁾

本件は、刑務所内での新聞・雑誌・写真の閲覧制限が、合衆国憲法修正1条に違反するか否かが争われた事件である。

ペンシルヴァニア矯正局が、長期収容施設に収監されている者のなかで最も制限の厳しい等級に属する者に、新聞・雑誌・写真等の閲覧を厳しく制限する施策をとっていたのに対して、当該施策の対象者である被上告人 Banks が、

(37) Kontrick v. Ryan, 124 S. Ct. 906 (2004).

(38) Eberhart v. United States, 126 S. Ct. 403 (2005) (*per curiam*).

(39) Beard v. Banks, 126 S. Ct. 2572 (2006). プライヤー裁判官執筆の相対的多数意見(ロバートズ長官, ケネディ, スーター各裁判官同調)のほか、トーマス裁判官の結論同意意見(スカリア裁判官同調), スティヴンス裁判官の反対意見(ギンズバーグ裁判官同調)がある。アリート裁判官は本判決に関与していない。

矯正局長を相手に修正1条違反を主張した。連邦地裁は、矯正局長側のサマリー・ジャッジメントの申立てを認め、Banksの主張を斥けたが、その判断は、第3巡回区連邦控訴裁によって覆された。それを受けて、矯正局長側から上告されたのが本件である。

連邦最高裁は、刑務所における拘禁は、直ちに被収容者の連邦憲法上の諸権利を奪うものではないが、刑務所においてはそれ以外におけるよりも強い権利制限が許されることは連邦憲法においても認められ、さらに裁判所は、刑務所職員の専門的判断を尊重せねばならず、Turner 判決⁽⁴⁰⁾に示されている基準に従い、当該規制が刑務所管理上の正当な利益と合理的な関連性をもつ限りにおいて許容されるとした。そして、ペンシルヴェニア矯正局の採用する当該施策は、とりわけ処遇困難な被収容者に対して、等級の昇進を目指して施設内での行動を慎む動機を与えるものとして正当化され、被収容者の修正1条の権利を害するものではないとの判断を示した。

連邦最高裁は、以上の基準にのっとり、サマリー・ジャッジメントにおける矯正局長側の主張を十分なものと判断し、原判決を破棄し差し戻した。なお、本判決は、このように刑務所職員の専門的判断を尊重するとしても、それは決して刑務所の施策に対する訴訟の途を閉ざすものではなく、被収容者は、自らその施策が合理的でないこと、あるいは正式事実審理を必要とするだけの重要な事実についての真正な争点があることを示すことによって、成功を勝ちとる途が残されていることを付言している。

(田山聡美)

・その他

行刑に関する本開廷期の判例としては、ほかに、障害のあるアメリカ人に関する法律 (Americans with Disabilities Act of 1990) の第2編により合衆国憲法修正14条に違反する州の行為に対する損害賠償請求が許されている限りにおいて、州の主権免除 (sovereign immunity) は認められないとした United States 対 Georgia 判決⁽⁴¹⁾、刑務所訴訟改革法 (Prison Litigation Reform

(40) Turner v. Safley, 482 U.S. 78 (1987).

(41) United States v. Georgia, 126 S. Ct. 877 (2006). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (全裁判官一致) のほか、スティーヴンス裁判官の結論同意意見 (ギンズバーグ裁判官同調) がある。

なお、この判決の紹介として、浅香ほか・前掲注(4) 249-252頁がある。

Act of 1995) が規定する、連邦裁判所の救済を求める以前に利用可能な行政上の救済手段を尽くすことの要求は、裁量的なものではなく必要的なものであるとした Ngo 判決⁽⁴²⁾ がある。

(田山聡美)

XII ヘイビアス・コーパス

ヘイビアス・コーパスに関する本開廷期の判例としては、州裁判所の判決文に上告人の主張に言及した箇所がみられないことを理由に、州法上の救済手続を尽くしていないなどとして、上告人の請求を認めなかった原判決を破棄し、州裁判所に提出された書面から上告人が州法上の救済手続を尽くしたことは明らかであるなどとして、連邦のヘイビアス・コーパスの請求を認めた Dye 判決⁽⁴³⁾、精神発達遅滞であり、死刑に処することはできないとの被上告人の主張を認め、州裁判所にこの点についての陪審による審理を実施するよう命じた原審に対し、精神発達遅滞という主張をどのように扱うかについて、州は独自の方法を採用することができる、として原判決を破棄した Smith 判決⁽⁴⁴⁾、弁護人を付けないで自分で弁護することを選択した被上告人に、公判手続の前に法律情報を利用する機会を与えなかったことは、これを権利として認めた連邦最高裁の先例である Faretta 判決⁽⁴⁵⁾ に違反するとして原審に対して、Faretta 判決はこの点についての「確立した連邦法」に当たるものではないとして、原判決を破棄した Garcia Espitia 判決⁽⁴⁶⁾、州最高裁が被上告人の時機に遅れた救済の申立てを斥ける際に、理由を明確にしていなかったことから、これを実体についての判断と推定した原審に対し、そのような推定は誤りであり、当該主張が州法上の期間制限内に行われたかを判断すれば足りる、とした Chavis 判決⁽⁴⁷⁾、検察官の行った陪審員の専断的忌避 (peremptory chal-

(42) Woodford v. Ngo, 126 S. Ct. 2378 (2006). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, トーマス各裁判官同調) のほか、ブライヤー裁判官の結論同意意見, スティーヴンス裁判官の反対意見 (スーター, ギンズバーグ各裁判官同調) がある。

(43) Dye v. Hofbauer, 126 S. Ct. 5 (2005) (*per curiam*).

(44) Schriro v. Smith, 126 S. Ct. 7 (2005) (*per curiam*).

(45) Faretta v. California, 422 U.S. 806 (1975).

(46) Kane v. Garcia Espitia, 126 S. Ct. 407 (2005) (*per curiam*).

(47) Evans v. Chavis, 126 S. Ct. 846 (2006). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見

lenge) について、州裁判所が人種差別に基づくものであるとの被上告人の異議申立てを認めなかったのは誤りであるとした原審に対し、州裁判所に提出された証拠からすると、その判断が不合理であるとはいえず、被上告人の主張は連邦のヘイビース・コーパスの請求要件（合衆国法典第28編2254条（d）（2））を充たしていない、として原判決を破棄した Collins 判決⁽⁴⁸⁾、上告人が連邦のヘイビース・コーパスを請求するにあたって、1年の出訴期限を過ぎていたことが明らかであったにもかかわらず、州裁判所が停止期間の計算を誤り、これを時機に適ったものと認めてしまった場合に、連邦裁判所は、州裁判所の誤りを訂正し、当該請求を時機に遅れたものとして棄却することができるとした Day 判決⁽⁴⁹⁾、州裁判所において謀殺罪により死刑を言い渡された上告人が、新たな証拠に基づき「無実の例外（actual innocence exception）」を主張したのに対し、州法上の手続的瑕疵を理由に請求を認めなかった原判決を破棄し、当該主張に一定の説得力を認め、連邦のヘイビース・コーパスの請求を認めた House 判決⁽⁵⁰⁾がある。

（原田和往）

XIII 刑事実体法

・Dixon 判決⁽⁵¹⁾

（ロバーツ長官，オコナー，スカリア，ケネディ，スーター，トーマス，ギンズバーグ各裁判官同調）のほか，スティーヴンス裁判官の結論同意意見がある。

- (48) Rice v. Collins, 126 S. Ct. 969 (2006). ケネディ 裁判官執筆の法廷意見（全裁判官一致）のほか，ブライヤー裁判官の同意意見（スーター裁判官同調）がある。
- (49) Day v. McDonough, 126 S. Ct. 1675 (2006). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官，ケネディ，スーター，アリート各裁判官同調）のほか，スティーヴンス裁判官の反対意見（ブライヤー裁判官同調），スカリア裁判官の反対意見（トーマス，ブライヤー各裁判官同調）がある。
- (50) House v. Bell, 126 S. Ct. 2064 (2006). ケネディ 裁判官執筆の法廷意見（スティーヴンス，スーター，ギンズバーグ，ブライヤー各裁判官同調）のほか，ロバーツ長官の結論一部同意・一部反対意見（スカリア，トーマス各裁判官同調）がある。アリート裁判官は本判決に関与していない。
- (51) Dixon v. United States, 126 S. Ct. 2437 (2006). スティーヴンス裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官，スカリア，ケネディ，トーマス，ギンズバーグ，

本件は、被告人の精神状態についての証明の負担が、訴訟当事者のいずれに課されるべきかが争われた事案である。

上告人 Dixon は、訴追を受けている間の小火器の受領（合衆国法典第18編 922条（n））およびそれと関連する虚偽陳述（922条（a）（6））で起訴された。事実審において、Dixon は、自らが起訴されていたことや受領行為が犯罪であることの認識については認めたが、当該行為は男友達に強制された（under duress）ためにやむなく行ったものであるとし、さらに、このような強制的抗弁はメンズ・レアに関する判断であって、その不存在について、合理的な疑いを越える証明によって反証する負担が検察官に課されていると主張した。

この点について、連邦控訴裁間で見解の一致をみていなかったが、連邦地裁は、第5巡回区連邦控訴裁の先例に従い、Dixon の主張を斥けた。上訴を受けた同控訴裁も、Dixon の主張を斥けた。これに対して、Dixon は、デュー・プロセス違反を主張し、また、被告人の精神障害の不存在について、証明の負担が検察官に課されているとした Davis 判決⁽⁵²⁾ を援用したうえで、同控訴裁の先例は「現代のコモン・ローに反している」と主張して上告した。

以上の事案について、連邦最高裁は、問題となっている犯罪においては、事実の認識および違法の認識は要求されているものの、強制の存否については規定されていないのであって、当該犯罪が制定法上の犯罪であることに鑑みれば、連邦議会の意思を尊重すべきであるから、検察官はその不存在についての証明の負担を負わず、被告人の側に証拠の優越による証明の負担を負わせたとしても、デュー・プロセス違反はないとした。また、Davis 判決においては、被告人の精神障害の存否が犯罪の本質的要素の証明にとって重要となる謀殺罪が問題となっている点で、特殊であるのに加えて、その後、精神障害の証明の負担を被告人に課す立法が為されたことなどに鑑みれば、長い間に確立されたコモン・ローのルールも、精神状態についての証明の負担を被告人に課しているといえるとして、原判決を維持した。

（渡邊卓也）

アリート各裁判官同調）のほか、ケネディ裁判官の同意意見、アリート裁判官の同意意見（スカリア裁判官同調）、ブライヤー裁判官の反対意見（スーター裁判官同調）がある。

(52) Davis v. United States, 160 U.S. 469 (1895).

・ Clark 判決⁽⁵³⁾

本件は、被告人が犯行時に心神喪失であったか否かを判断するために、いわゆるマクノートン・ルール⁽⁵³⁾の是非弁別能力 (moral capacity) の部分のみを採用し、同ルールの認識能力 (cognitive capacity) の部分を採用していないアリゾナ州心神喪失法の合憲性、および被告人の精神疾患に関する証拠は、これが犯罪のメンズ・レアを反証する目的で提出される場合には許容されない、とする同州のモット・ルールの合憲性が争われた事案である。

上告人 Clark は、被害者が勤務中の警察官であることを「意図して、もしくは認容して (intentionally or knowingly)」射殺したとして、アリゾナ州法における第 1 級謀殺罪で起訴された。Clark は、犯行時に妄想型統合失調症 (paranoid schizophrenia) であった、という争いのない事実を提出し、これにより犯行時に心神喪失であったことを主張した。さらに、もし心神喪失の抗弁が認められないとしても、「意図して、もしくは認容して」という当該犯罪のメンズ・レアが欠如していた、と主張した。事実審裁判所は、アリゾナ州心神喪失法に基づいて、Clark は犯行時に心神喪失ではなかった、との判断を下し、そしてメンズ・レアに関しては、同州の先例たる Mott 判決⁽⁵⁴⁾を引用したうえで、犯罪のメンズ・レアを否認する目的で提出された、被告人の精神疾患に関する証拠は許容されない、と判示した。アリゾナ州控訴裁は、事実審裁判所の判断を維持した。連邦最高裁は、アリゾナ州心神喪失法およびモット・ルールが合衆国憲法修正 14 条のデュー・プロセス条項に適合するか否かを判断するために、上告を受理した。

連邦最高裁は、まず、合衆国においては、その法域によって様々な心神喪失の制度が採用されていることを確認したうえで、マクノートン・ルールを採用することが連邦憲法上の要請である、とまでいうことはできないとして、アリゾナ州の心神喪失法は合憲であるとした。次に、連邦最高裁は、メンズ・レアに関連する証拠を、①被告人の行為を観察した者、もしくは被告人の言述を聞

(53) Clark v. Arizona, 126 S. Ct. 2709 (2006). スター裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、スカリア、トーマス、アリート各裁判官同調、ブライヤー裁判官一部同調) のほか、ブライヤー裁判官の一部同意・一部反対意見、ケネディ裁判官の反対意見 (スティーヴンス、ギンズバーグ各裁判官同調) がある。

なお、この判決の紹介として、新谷一朗・比較法学 41 巻 3 号 (本号) がある。

(54) State v. Mott, 931 P. 2d 1046 (Ariz. 1997).

いた者による証言などの「観察証拠 (observation evidence)」, ②被告人の精神疾患に関する専門家による証言などの「精神病証拠 (mental-disease evidence)」, ③被告人の認識能力および是非弁別能力に関する専門家による証言などの「能力証拠 (capacity evidence)」に分類した。そして, このうち「精神病証拠」と「能力証拠」には, 議論の多い (controversial) 性質が存在しているので, 陪審の混乱を避けるために, モット・ルールはこれらを制限しているに過ぎず, 同ルールは被告人が「観察証拠」を提出することまでは妨げていないので, 合憲であるとした。

(新谷一朗)

・O Centro 判決⁽⁵⁵⁾

被上告人 O Centro Espirita Beneficente Uniao do Vegetal (UDV) は, ブラジルに本拠を置くキリスト教系の一宗派であり, 130人ほどの構成員からなるアメリカ支部を擁する団体である。UDV は, 「ワスカ」と呼ばれる茶を儀式に用いていたが, それには, 規制薬物法 (Controlled Substances Act (CSA)) が規制対象とするジメチルトリプタミン (DMT) が含まれていた。UDV は, このワスカを合衆国内に輸入しようとしたところ, 関税検査官によってそれを押収されたうえ, 訴追の可能性がある旨の警告を受けた。そこで, UDV は, ワスカに関して CSA を適用することは「一般的な法の適用により」個人の宗教的行為に対して実質的な負担を課すことを禁止した信教の自由回復法 (Religious Freedom Restoration Act of 1993 (RFRA)) に違反するとして, 暫定的差止を求めて提訴した。連邦地裁は, 政府が主張する, ①ワスカを使用することによる UDV 構成員に対する健康被害の危険性や, ②ワスカが UDV の外部に流出する危険性に関して, 当事者が提出した証拠は「均衡している」などと指摘し, RFRA に違反していないという政府の主張を斥け, 暫定的差止を認容した。第10巡回区連邦控訴裁, さらに同控訴裁大法廷も, 連邦地裁の判断を維持した。

そして, 連邦最高裁も, 以下のように論じて, 原判決を維持した。

まず, 暫定的差止を求める際に要求される, 本案訴訟における勝訴の可能性

(55) Gonzales v. O Centro Espirita Beneficente Uniao do Vegetal, 126 S. Ct. 1211 (2006). 法廷意見はロバーツ長官が執筆 (全裁判官一致。ただし, アリール裁判官は本判決に関与していない)。

なお, この判決の紹介として, 浅香ほか・前掲注 (4) 278-282頁がある。

や証明責任の所在について論じた後、本件の暫定的差止の当否について、以下のように述べて、CSA の一律の適用によって実現されるべき、やむにやまれぬ利益がある、という政府の主張を斥けた。すなわち、RFRA が、問題とされる法を「個人に対して」適用することがやむにやまれぬ利益テストを充たすことの証明を政府に求めている、としたうえで、①CSA そのものが明文で一定の例外の余地を認めていること、のみならず②DMT と同様に規制されるべきメスカリンを含有するペヨーテについて、ネイティブ・アメリカン教会が宗教上利用することについて、例外的に許容していることなどを指摘して、政府の主張を斥けた。

もっとも、連邦地裁により、ワスカが、合衆国が批准した国連向精神薬条約の規制対象に該当しないとの判断が示されていたが、連邦最高裁は、この点について見解を異にした。すなわち、ワスカは、条約が規制対象とする、DMT を含有する「液剤もしくは混合物」であるとした。しかし、そのことから直ちに、政府がUDV のワスカの使用に対してCSA を適用するにつき、やむにやまれぬ利益があることを証明したことにはならないと論じた。

(前田 聡)

・Gonzalez 判決⁽⁵⁶⁾

本件は、連邦の規制薬物法 (CSA) のもとにおいて、連邦司法長官は、州法で認められている医師の関与のもとに行う自殺 (physician-assisted suicide) のための薬物を医師が処方することを禁止することができるかが争われた事案である。連邦最高裁は、これを消極に解した。

オレゴン州は、1994年、医師の関与のもとに行う自殺を合法化するオレゴン州尊厳死法 (Oregon Death With Dignity Act (ODWDA)) を制定した。同様の行為を合法化する法律を制定しているのは全米でオレゴン州のみである。

(56) Gonzalez v. Oregon, 126 S. Ct. 904 (2006). ケネディ 裁判官執筆の法廷意見 (スティーヴンス、オコナー、スouter、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の反対意見 (ロバーツ長官、トーマス裁判官同調)、トーマス裁判官の反対意見がある。

なお、この判決の紹介として、浅香ほか・前掲注(4) 245-249頁、小谷昌子・筑波法政43号147頁 (2007年)、森本直子・比較法学41巻1号239頁 (2007年)、宮下毅・年報医事法学22号201頁 (2007年)、山本龍彦・ジュリスト1339号158頁 (2007年)、久山亜耶子・アメリカ法2007年1号130頁 (2007年) がある。

ODWDA は、州の免許を受けた医師が同法の手続に従って終末期の患者の要求に基づき致死量の薬物を投与もしくは処方した場合、その民事刑事の責任は問わないとしている。他方、ODWDA に基づいて医師が処方する薬物は、CSA の対象となっており、薬物取締局 (Drug Enforcement Agency) の登録を受けた医師の処方箋によってのみ入手することができ、通常は、苦痛除去のために少量が処方されている。

連邦議会内においては、かねてより ODWDA に異を唱える動きがあったが、連邦政府は、2001年になって、司法長官が、CSA に基づく規則の解釈規程 (Interpretive Rule) として、自殺を援助するために規制薬物を使用することは正当な医療行為ではなく、自殺援助のために規制薬物を投与もしくは処方することは CSA に違反する旨を定めた。CSA は、規制薬物の処方と同法上の登録を受けた医師のみができるとしており、同法に違反すればその登録が取り消されまたは停止されることから、この解釈規程に従えば、オレゴン州の医師は ODWDA の規定に基づく規制薬物の投与や処方できないことになる。そこで、オレゴン州は、各 1 名の医師および薬剤師や数名の終末期の患者とともに、この解釈規程の執行停止を求め、連邦地裁に差止命令の申立てをした。

連邦地裁は上記解釈規程の恒久的差止めを認め、第 9 巡回区連邦控訴裁は、解釈規程はそもそも無効と判示した。連邦最高裁の判示内容は多岐にわたるが、CSA は司法長官に対して、薬物の規制、すなわち特定の薬物を規制対象に加える権限と、規制薬物を処方することができる医師の登録に関する権限しか与えておらず、州法のもとで具体的に認められた患者の看護や治療に関する医学上の基準を違法とする権限は与えていないなどとして、第 9 巡回区連邦控訴裁の判断を是認した。

(田中利彦)

・その他

刑事実体法に関する本開延期の判例としては、ほかに、放火による謀殺に係る方法の錯誤の事例について、州裁判所による州法の解釈は連邦裁判所の判断を拘束するとして、州法上の犯罪に対する「故意の転用 (transferred intent)」の法理の適用を認めた Bradshaw 判決⁽⁵⁷⁾、妊娠中絶反対派による診療所閉鎖運動について、通商や物流に悪影響を及ぼす恐喝等の行為を禁じた

(57) Bradshaw v. Richey, 126 S. Ct. 602 (2005) (*per curiam*).

Hobbs 法 (Hobbs Act) (合衆国法典第18編1951条) 違反が争われた事例について、同法は「強盗若しくは恐喝」, またはそれらを目的とした「物理的暴力の行使若しくはその旨の告知」を要件としていると指摘し、原判決を破棄し差し戻した Scheidler 判決⁽⁵⁸⁾がある。

(渡邊卓也)

XIV その他

・ Sanchez-Llamas 判決⁽⁵⁹⁾

領事関係に関するウィーン条約 (領事関係条約) 36条 1 項 (b) は, 「接受国の権限のある当局は, 領事機関の領事管轄区域内で, 派遣国の国民が逮捕された場合, 留置された場合, 裁判に付されるため勾留された場合又は他の事由により拘禁された場合において, 当該国民の要請があるときは, その旨を遅滞なく当該領事機関に通報する。逮捕され, 留置され, 勾留され又は拘禁されている者から領事機関にあてたいかなる通信も, 接受国の権限のある当局により, 遅滞なく送付される。当該当局は, その者がこの (b) の規定に基づき有する権利について遅滞なくその者に告げる」とし, また, 同 2 項は, 「……〔前項の〕……権利は, 接受国の法令に反しないように行使する。もっとも, 当該法令は, この条に定める権利の目的とするところを十分に達成するようなものでなければならない」とする。本判決は, この領事関係条約36条に関する2つの事件について, 判断を示したものである。

メキシコ国籍の上告人 Sanchez-Llamas は, 加重謀殺未遂罪などで起訴された。公判前に, Sanchez-Llamas は, 領事関係条約36条 1 項 (b) 違反を理由に, 警察による取調べ時にした供述の証拠排除を申し立てた。しかし, 州裁判所は, これを認めなかった。

(58) Scheidler v. NOW, Inc., 126 S. Ct. 1264 (2006). 法廷意見はブライヤー裁判官が執筆 (全裁判官一致。ただし, アリート裁判官は本判決に関与していない)。

(59) Sanchez-Llamas v. Oregon, 126 S. Ct. 2669 (2006). ロバーツ長官執筆の法廷意見 (スカリア, ケネディ, トーマス, アリート各裁判官同調) のほか, ギンズバーグ裁判官の結論同意意見, ブライヤー裁判官の反対意見 (スティーヴンス, スーター各裁判官同調, ギンズバーグ裁判官一部同調) がある。

なお, この判決の紹介として, 林美香・アメリカ法2007年 1号144頁 (2007年) がある。

ホンジュラス国籍の上告人 Bustillo は、謀殺罪で起訴され、有罪判決を受けた。その後、Bustillo は、州裁判所にヘイビアス・コーパスの請求をしたが、そこで初めて、領事関係条約36条 1 項 (b) 違反の主張を行った。しかし、州裁判所は、事実審・上訴審において行なっていない主張をヘイビアス・コーパスの手続においてすることはできないという「手続的懈怠 (procedural default)」ルールを適用し、Bustillo の訴えを斥けた。

以上の事案について、連邦最高裁は、次のような判断を示して、原判決を維持した。

領事関係条約36条 1 項 (b) 違反に基づく証拠排除については、消極に解すべきである。この条約それ自体により証拠排除が要請されるとは考えられない。また、Sanchez-Llamas は、州裁判所における連邦法 (条約) の執行についての監督権の発動という形で証拠排除が行われるべきだと主張するが、そのような権限が連邦最高裁に認められているとはいえないのである。

先例である Breard 判決⁽⁶⁰⁾ が述べるように、領事関係条約36条 1 項 (b) 違反の主張についての「手続的懈怠」ルールの適用は、——連邦憲法違反の主張について同ルールの適用が認められるのと同様に——許容されると解すべきである。もっとも、Bustillo は、Breard 判決後に出された国際司法裁判所の判例⁽⁶¹⁾ に照らして、同判決を見直すべきだと主張する。しかし、国際司法裁判所の判例は、敬意を払われるべきものではあっても、Breard 判決におけるこの条約の理解を再考するよう連邦最高裁に対して義務付けるものではないのである。

(小川佳樹)

・ Hamdan 判決⁽⁶²⁾

(60) Breard v. Greene, 523 U.S. 371 (1998) (*per curiam*).

(61) LaGrand (Germany v. United States of America), Judgment, I.C.J. Reports 2001, p.466 [紹介, 山形英郎・国際人権13号113頁 (2002年), 松井芳郎編『判例国際法 (第2版)』562頁 [山形英郎] (東信堂, 2006年)]; Case Concerning Avena and other Mexican Nationals (Mexico v. United States of America), Judgment, I.C.J. Reports 2004, p.12 [紹介, 松井編・前掲449頁 [山田卓平]].

(62) Hamdan v. Rumsfeld, 126 S. Ct. 2749 (2006). スティーヴンス裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ, スーター, ギンズバーク, ブライヤー各裁判官同調) および相対的多数意見 (スーター, ギンズバーク, ブライヤー各裁判官同調) の

上告人 Hamdan は、グァンタナモ基地で身体拘束を受けていたが、軍事審問委員会 (military commission) による裁判はジュネーヴ条約および統一軍事法典 (Uniform Code of Military Justice (UCMJ)) に違反していると主張して、連邦のヘイビアス・コーパスによる救済を申し立てた。連邦地裁が上告人の請求を認めたのに対し、コロンビア特別区連邦控訴裁は、ジュネーヴ条約は裁判により強制可能なものではないなどとして、請求を認めなかった。本件の係属中の2005年に、身体拘束者の取扱いに関する法律 (Detainee Treatment Act of 2005 (DTA)) が成立したが、同法には、グァンタナモ基地で身体拘束中の者のヘイビアス・コーパスの請求について、連邦裁判所による審理を排除する趣旨の規定が含まれていた。この DTA に基づき、政府は、本件ヘイビアス・コーパス請求の棄却を申し立てた。

これに対し、連邦最高裁は、DTA の効力は、その成立時にすでに係属中のヘイビアス・コーパスの請求には及ばないとした。また、グァンタナモ基地で身体拘束中の者にもジュネーヴ条約の効力が及ぶとしたうえで、身体拘束中の者に対しては、「法律により構成された裁判所 (regularly constituted court)」による裁判を行う必要があるとし、UCMJ にいう軍法会議 (court martial) がこれに当たると判示した。

(原田和往)

・Garcetti 判決⁽⁶³⁾

ほか、ブライヤー裁判官の同意意見 (ケネディ、スーター、ギンズバーク各裁判官同調)、ケネディ裁判官の一部同意意見 (スーター、ギンズバーク、ブライヤー各裁判官一部同調)、スカリア裁判官の反対意見 (トーマス、アリート各裁判官同調)、トーマス裁判官の反対意見 (スカリア裁判官同調、アリート裁判官一部同調)、アリート裁判官の反対意見 (スカリア、トーマス各裁判官一部同調) がある。ロバーツ長官は本判決に関与していない。

なお、この判決の紹介として、浅香ほか・前掲注 (4) 237-245頁、中村良隆・アメリカ法2007年1号138頁 (2007年) がある。

- (63) *Garcetti v. Ceballos*, 126 S. Ct. 1951 (2006). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、スカリア、トーマス、アリート各裁判官同調) のほか、スティーヴンス裁判官の反対意見、スーター裁判官の反対意見 (スティーヴンス、ギンズバーク各裁判官同調)、ブライヤー裁判官の反対意見がある。

なお、この判決の紹介として、浅香ほか・前掲注 (4) 267-275頁、前田聡・筑波法政42号83頁 (2007年) がある。

本件は、公務員が、上司に対してその職務遂行に関し意見を上申する行為が、合衆国憲法修正 1 条によって保護されるか否かが争われた事案である。

カリフォルニア州の検事補として勤務していた被告人 Ceballos は、係属中の刑事事件の弁護人の申出から、当該事件の捜索令状に関する宣誓供述書の記載内容に不実記載があると考え、当該事件の訴えを取り下げべきとの内容の上申書等を上司に対して提出した。にもかかわらず、上司は当該事件の訴追続行を決定した。これに対して Ceballos は、問題の令状の有効性を争う事実審裁判所の審理において、弁護人側から呼ばれて宣誓供述書に関する自身の見解につき陳述を行った。しかし、事実審裁判所は結局、令状に対する異議申立てを却下した。

Ceballos は、これらの出来事が原因で職場において報復的な取扱いを受けたと主張し、修正 1 条違反を理由に、合衆国法典第 42 編 1983 条の訴えを提起した。連邦地裁は、上申書は Ceballos の職務上の義務に従って執筆されたものであるとしたうえで、その上申書の内容に関して修正 1 条の保護は与えられないとして、上告人らのサマリー・ジャッジメントの求めを認めた。しかし第 9 巡回区連邦控訴裁は、「上申書において不正行為を主張したことは、修正 1 条によって保護される言論に当たる」として、連邦地裁のサマリー・ジャッジメントを破棄した。

これに対して、連邦最高裁は、以下のように述べて、原判決を破棄し、差し戻した。

まず、公務員の言論に関する先例を引きつつ、問題の言論が「一市民として」、公の関心事についてなされたものであるか否か、もしそうであればその言論についての発言者の利益と州の利益とを比較衡量するという判断枠組みを提示し、Ceballos が作成した上申書は、彼の職務上の義務に基づいて作成されたものである点を指摘したうえで、公務員が職務上の義務に従って言論をなした場合には、「修正 1 条の目的」に照らして「一市民として」発言したとはいえないとの判断を示した。また、雇用主としての政府はその活動を行ううえで、被用者がその職分において行った言論を統制する利益を有しており、上司は被用者が職務上行う言論の適切さを確保する必要を有していることから、Ceballos の上司は、Ceballos の作成した上申書が不適切なものであると判断すれば、それを是正する権限を有するとした。さらに、公務員が職務上行った言論が公の関心事に関することか否かを判断することは、裁判所としてふさわしくない役割を担うであろうこと、公務員の不正行為などを明らかにする行為

は、内部通報者保護法制などによって保護され得ることを指摘して、修正1条による保護の可能性を否定した。

(前田 聡)

・その他

以上のほか、合衆国法典第42編1983条に基づく訴訟において、合衆国郵政公社の機器購入に関してロビー活動を行った業者により、合衆国郵政公社の監察官が行った搜索や訴追——結果として無罪とされた——は政治的活動に対する「報復的訴追」に当たるとの主張がなされたが、消極の判断が示された Hartman 判決⁽⁶⁴⁾がある。

(前田 聡)

(64) Hartman v. Moore, 126 S. Ct. 1695 (2006). スーター裁判官執筆の法廷意見 (スティーヴンス, スカリア, ケネディ, トーマス各裁判官同調) のほか, ギンズバーグ裁判官の反対意見 (ブライヤー裁判官同調) がある。ロバーツ長官, アリート裁判官は, 本判決に関与していない。